

扶養申請における確認書／同意書

私は今回の扶養家族の申請において、下記の扶養要件を確認しました。		✓
1.	今回、被保険者（以下、あなた）が、扶養追加したい家族（以下、対象者）を扶養せざるを得ない理由（対象者の出生／対象者の退職や収入の減少／あなたが新たに社会保険に加入した／離婚によりあなたの収入のみで対象者を養育することになった、など）が発生した。⇒「自治体の役所から」あなたの扶養に追加できる」と言われた」は理由として認めません。	
2.	対象者は、あなたの三親等内の親族（配偶者・子・父母・きょうだい・祖父母・孫・おじおば、等）で75歳未満、国内居住、である。	
3.	あなたは、対象者の生活費（住居費・食費・水道光熱費・衣服代・交通費・学費・電話代・医療費、など生活に係るすべての費用）を継続的に負担している。	
4.	あなたは、休職（産育休・傷病休）しておらず、継続した一定の給与収入がある。 ⇒休職中は給与収入がありませんので、あなたが対象者を扶養しているとは認められません。	
5.	あなたは、同居している家族全員の中で、最も収入が高い。	
6.	対象者は、自営業（個人事業主）ではない。 ⇒自営業者は国民健康保険への加入が原則です。自営業者は自身の責任と権限において事業を営んでいます。他者に経済的に依存しない自立した存在であるため、扶養家族になりません。	
7.	対象者の年収（扶養する理由が発生した時を起点とした1年間の見込み額で控除前の総支給額、賞与・副業収入・各種手当すべて含む）は、あなたの年収の1／2を超えていない。	
8.	対象者の年収（扶養する理由が発生した時を起点とした1年間の見込み額で控除前の総支給額、賞与・副業収入・各種手当すべて含む）は、130万円（60歳以上・障害年金受給者は180万円）未満である。	
9.	あなたと対象者とが住民票を分けている（別居）の場合、毎月一定額の生活費を仕送りしている。 ⇒口座振込みなど、送金記録が確認できること。手渡しは認めません。また、数か月分まとめて送金など、単発の送金も認めません。	
10.	9の場合、仕送り額は対象者の月収より多く、仕送り額を引いた残りの収入で、あなたの世帯の生活も十分維持できている。	

私は今回の扶養家族の申請において、下記内容に同意します。		✓
ア	被保険者は、スターバックスコーヒージャパン健康保険組合 HP「家族の加入・削除」ページ上に記載された「扶養要件」「申請時の注意事項」「申請書類」をすべて確認し、自らの責任をもって手続きにあたる。	
イ	扶養認定は、書類を提出すれば認定されるものではなく、生計維持関係を公的に証明する書類を健保組合が審査して総合的かつ公正に判断するものであるため、不認定となる場合もある。また、認定されなかった場合でも申請書類の返還を求めない。	
ウ	審査の過程で、当初提出していたものと別の書類を求められた場合、それに応じる。（個々の状況に応じて、HP上で案内していない書類を求めることがあります）	
エ	健保組合が申請書類を受付けた時点で、扶養する理由の発生から1か月以上経過していた場合は、受付日（必要書類がすべてそろった状態）での認定となる。	
オ	手続きの誤り、必要書類の不足、記入の不備があった場合、健保組合は申請を受付けない。なお、公的書類の有効期限は発行日から3か月以内とする。	
カ	認定後に健保組合が追加の書類を求めた場合、指定の期日までに提出する。期日までに対応しなかった場合、被扶養者の資格は遡って取り消され、当該期間に発生した医療費の全額及びその他給付金を返還しなければならない。	
キ	扶養家族の調査に必要な範囲において、健保組合は被保険者及び被扶養者の個人情報事を事業主・年金事務所・他の健保組合（協会・共済）・住基ネット等に照会する。	
ク	虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合は、被扶養者の資格は遡って取り消され、当該期間に発生した医療費の全額及びその他給付金を返還しなければならない。また虚偽申請の事実が健保組合から事業主に報告される。	
ケ	健保組合が定期的に実施する被扶養者調査において、指定された書類を指定の期日までに提出する。期日までに対応しなかった場合、その期日をもって被扶養者の資格は喪失する。	
コ	被扶養者が扶養要件に該当しなくなった時点で、ただちに扶養削除の届出を行う。扶養状況に変化が生じた場合は、速やかに当組合へ申し出を行う。	

スターバックスコーヒージャパン健康保険組合 理事長殿

記入日： 年 月 日

被保険者名： _____

（上記すべてを確認の上、✓欄に✓を記入してください。署名は自筆で記入してください）